

岐阜労働局発表
平成19年11月27日

担 当	監督課長	柘植 典久
	監察監督官	夏厩 宗幸
	専門監督官	中野 正樹
	電話	058-245-8102 (直通)

第2回 技能実習生等受入適正化推進会議について

—昨年度の監督指導により、残業手当等約1億5千万円の差額支払い—

—9割近くの事業場で労働基準関係法令違反—

岐阜県内において就労している外国人技能実習生は約8,000名と愛知県に次ぎ全国で第2番目に多くなっているが、これらの外国人技能実習生を受け入れている事業場の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にある。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局（局長 藤井龍一郎）では外国人技能実習生の労働条件確保を行政の最重要施策の一つとして取り組んでいるところであるが、昨年度（平成18年4月～平成19年3月）、当局管下7労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した第2次受入機関（技能実習生が就労する事業場）245事業場のうち209事業場において労働基準法等違反が認められ（違反率85.3%）、是正勧告を行っている。このうち定期賃金が最低賃金に満たない、法定の割増賃金を支払っていない等の賃金支払関係の違反が認められた75事業場（対象技能実習生250人）が、合計約1億5,800万円の差額の支払いを行った。（監督指導結果は別紙一参照。問題事例としては別紙二参照）

また、外国人研修生・技能実習生の日本側の受入窓口である第1次受入機関（協同組合等）18機関に対しても監督指導を実施したが、その結果、第2次受入機関に対し労務管理について適切な指導を行っていないとして16機関に文書により指導を行った。

岐阜労働局では、岐阜県内で発生している外国人技能実習生等の受入れに係る問題を広く県民にも理解いただき、県民挙げて不適正な受入れを許さないという気運を醸成することを目的として、関係行政機関及び労使団体に呼びかけ「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立し、昨年12月に第1回目の会議を開催し、県民に向けメッセージを発出したところであるが、来月には第2回目の同推進会議を下記により開催する。

記

第2回「技能実習生等受入適正化推進会議」

（座長 粉山錚吾朝日大学大学院法科研究科教授）

1日 時 …… 平成19年12月3日（月）午後2時から4時まで

2 場 所 …… ホテルグランヴェール岐山
岐阜市柳ヶ瀬通六丁目14番地 (TEL 058-263-7111)

3 会議の構成機関、団体

- ・岐阜労働局
- ・名古屋入国管理局
- ・岐阜県
- ・岐阜県警察
- ・(財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所
- ・日本労働組合総連合会岐阜県連合会（連合岐阜）
- ・(社)岐阜県経営者協会
- ・岐阜県中小企業団体中央会

※ 上記のほか、技能実習生の受入事業場が多く所在する市町村にオブザーバー参加の掛けを行い、次の市町村が参加する。

[オブザーバー] 市担当者（岐阜市、大垣市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、郡上市）

4 会議次第

(1) 開 会

(2) 岐阜労働局長あいさつ

(3) 外国人技能実習制度の現状及び改善への取組について（各機関説明）

- ① 岐阜労働局
- ② (財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所
- ③ 名古屋入国管理局
- ④ 岐阜県
- ⑤ 岐阜労働基準監督署

(4) 討議・意見交換

- ① 外国人技能実習制度の課題について
- ② 適正化推進会議メッセージの効果的な広報、周知等の方法について
- ③ 適正化推進会議の今後の取組事項について

(5) 閉 会

参考資料

- 別紙－1 技能実習生関係監督指導実施状況（平成18年4月～平成19年3月）
- 別紙－2 労働基準法違反等が認められた事例
- 別紙－3 都道府県別実習生移行申請者数（2005年度～2006年度合計）
- 別紙－4 外国人研修・技能実習の流れ
- 別添 技能実習生等受入適正化推進会議メッセージ

技能実習生関係監督指導実施状況

(平成18年4月～平成19年3月)

岐阜労働局

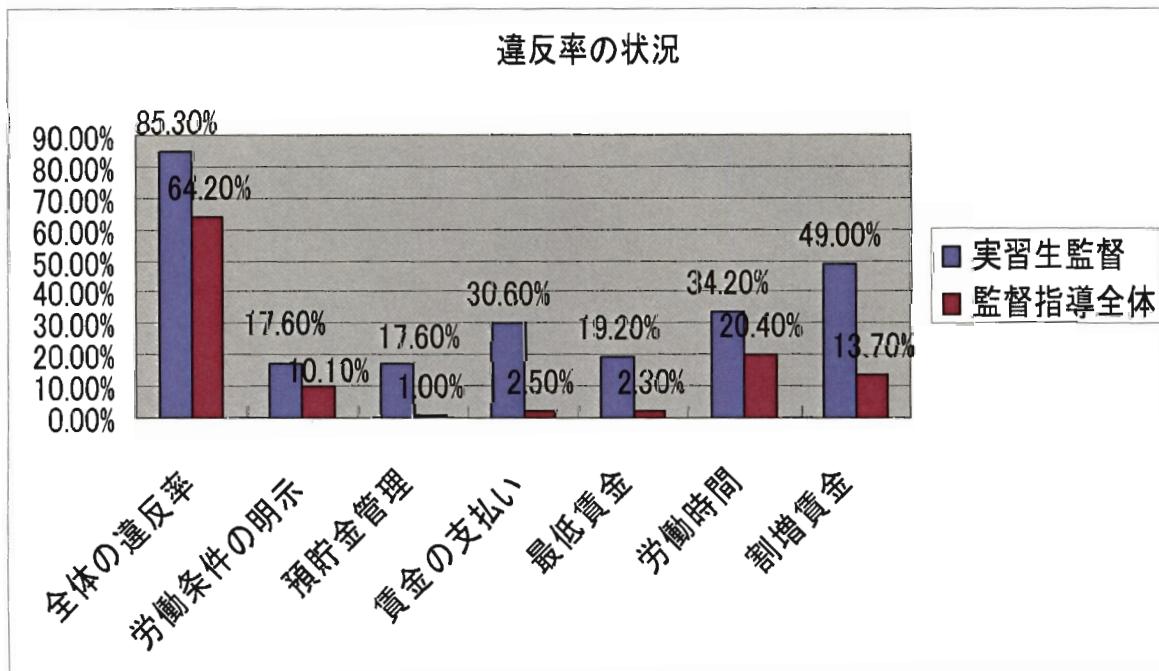
1 2次受入機関に対する指導状況

(1) 監督実施事業場数 245事業場

(2) 法違反指摘状況

		違反率	18年監督指導 全体の違反率
違反事業場数		209件	85.3%
主な違反事項	労基法第15条 労働条件の明示	43件	17.6% 10.1%
	労基法第18条 貯蓄金管理	43件	17.6% 1.0%
	労基法第24条 賃金の支払い	75件	30.6% 2.5%
	最賃法第5条 最低賃金	47件	19.2% 2.3%
	労基法第32条 労働時間	84件	34.2% 20.4%
	労基法第37条 割増賃金	120件	49.0% 13.7%

(注) 1 複数の違反事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

2 違反率 = 違反事業場（件）数
監督実施事業場数

(3) 文書指導実施状況（法違反以外の事項について文書指導を行ったもの）

主 な 指 導 事 項	中国語による労働条件の明示	55件
	時間管理の適正化	50件
	賃金明細書の交付	21件
	割増賃金支払いの適正化	12件
	パスポート、通帳等保管の適正化	23件
	研修生の残業の適正化	34件
	積立貯金の適正化	13件
	強制貯金の排除	4件
	管理費控除禁止、組合費の控除の適正化	8件
	安全衛生	3件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

(4) 差額の支払い状況

	差額の支払総額	うち申告監督分
総額	157,997,869円	117,098,051円
対象人数	250人	122人
1人平均額	631,991円	959,820円
対象事業場数	75事業場	40事業場

2 第1次受入機関に対する監督指導状況

(1) 監督指導実施組合数 18組合

(うち文書による指導組合数 16組合)

(2) 指導事項

主 な 指 導 事 項	中国語による労働条件の明示	9件
	賃金明細書の交付	2件
	適正な労務管理	2件
	適正な労働時間管理	1件
	適正な割増賃金の支払い	3件
	適正な貯蓄金管理	3件
	傘下2次機関に対する継続した指導の実施	2件
	賃金控除協定の締結	3件
	時間外協定の適正化	2件
	研修生の残業禁止	2件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

労働基準法違反等が認められた事例

(監督指導事例1)

長時間労働及び低賃金

- 県内の縫製業に対し監督を行ったところ、約1年間にわたり時間外労働協定で定める時間を超えた労働として、長い月には151時間にも及ぶ時間外労働を行っていたにもかかわらず、時間外手当として1時間当たり330円～350円しか支払っていなかったことが確認された。

同社は、過去にも同様の問題があったが、その際は技能実習生との間の労働契約を突然解消し、帰国させるような行為を行っていたものである。

同社に対し、是正勧告を行った結果、技能実習生6名に対し1人当たり50～100万円の差額が支払われた。

(監督指導事例2)

低賃金及び書類の不正な作成

- 県内で働く縫製業の技能実習生からの申告により事業場を監督したところ、時間外労働協定で定める時間を超えて時間外労働を行っていた上、時間外手当として1時間当たり450円しか支払っていなかったことが判明した。

同社は賃金台帳を二種類作成するいわゆる二重帳簿を行っており、表向きの賃金台帳には賃金から控除していた家賃や光熱費等は一切記入されていなかった。また、賃金台帳には法定事項として労働時間数等を記入しなければならないが、これを行わないことで、法定を下回る時間単価が表面化しないように操作していた。

同社に対し、是正勧告を行った結果、技能実習生5名に対し総額約482万円の差額が支払われた。

(監督指導事例3)

強制預金及び時間外労働割増賃金の一部不払

- 県内の婦人服製造業で働く技能実習生からの申告により事業場を監督したところ、技能実習生 6 名について、貯蓄金管理協定なく、賃金から毎月 55,000 円を控除し積立貯金しており、また、時間外労働協定の限度時間を超えて時間外労働をさせていた上、時間外手当として 1 時間当たり 422 円～675 円しか支払っていないことが確認された。

同社に対し是正勧告を実施した結果、時間外割増賃金の不足分として技能実習生 6 名に対し総額約 128 万円の支払が行われるとともに、強制的に貯金させられていた積立金が返還された。

(監督指導事例4)

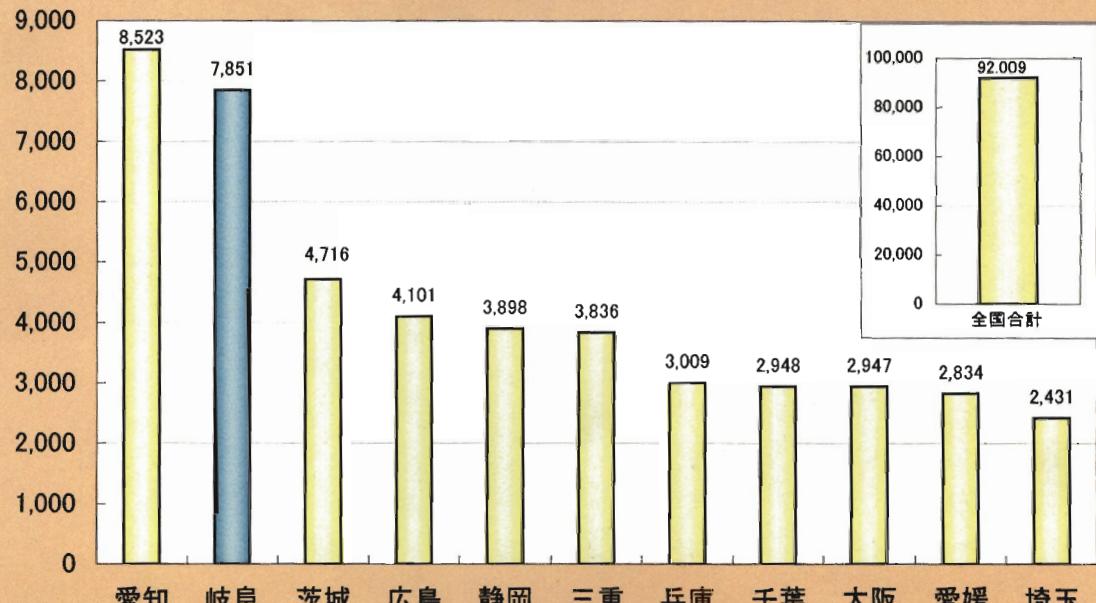
強制預金及び時間外労働割増賃金の一部不払

- 県内のゴム製品製造業の監督を行ったところ、同事業場には、実習生 3 名が就労していた。労働時間の管理は自己申告制であったが、その記録及び賃金台帳には時間外労働は全く行われていない記録となっており、事業主もその旨申し立てた。しかしながら、工場の機械稼働記録では時間外に機械が稼働していることになっており、この矛盾を追及したところ、時間外労働及び休日労働を行っていることを認め、これら残業等については、別に記録があること及びその場合の残業単価は、1 時間当たり 400 円で支払っていることが判明した。このうち残業単価の 400 円は第 1 次受入機関からの指示によるものであった。

同社に対し遡及した差額の支払いと今後の是正を勧告した。

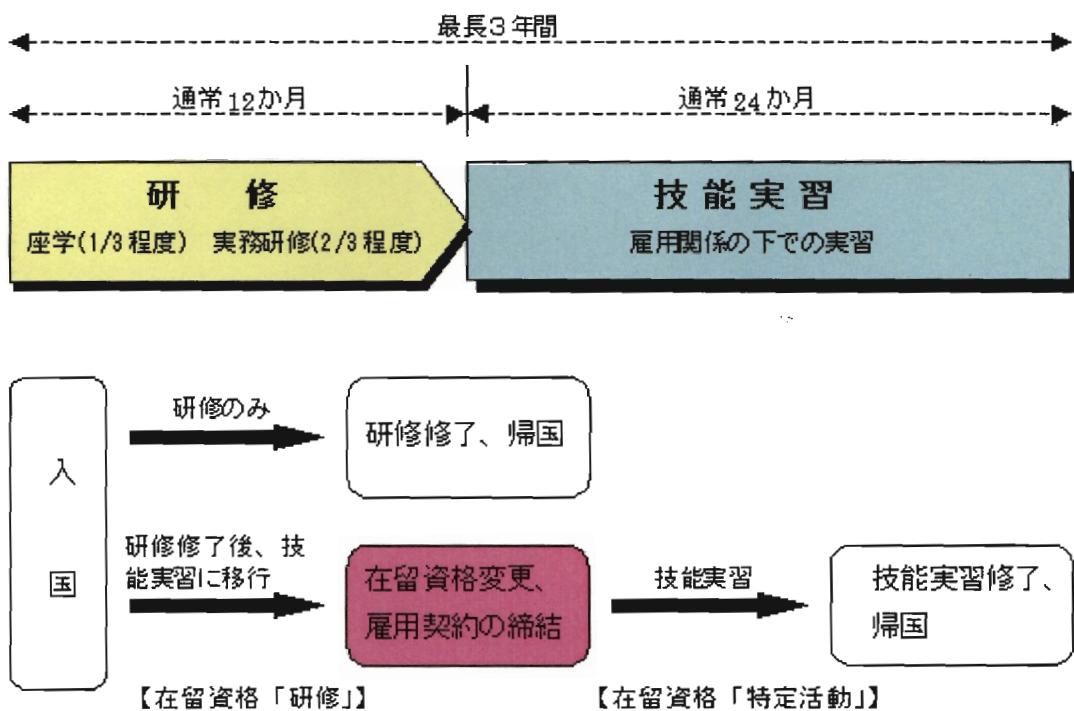
(注)監督指導事例については、平成 19 年度監督指導実施分による

都道府県別技能実習生移行申請者数(2005年度～2006年度合計)
上位11府県

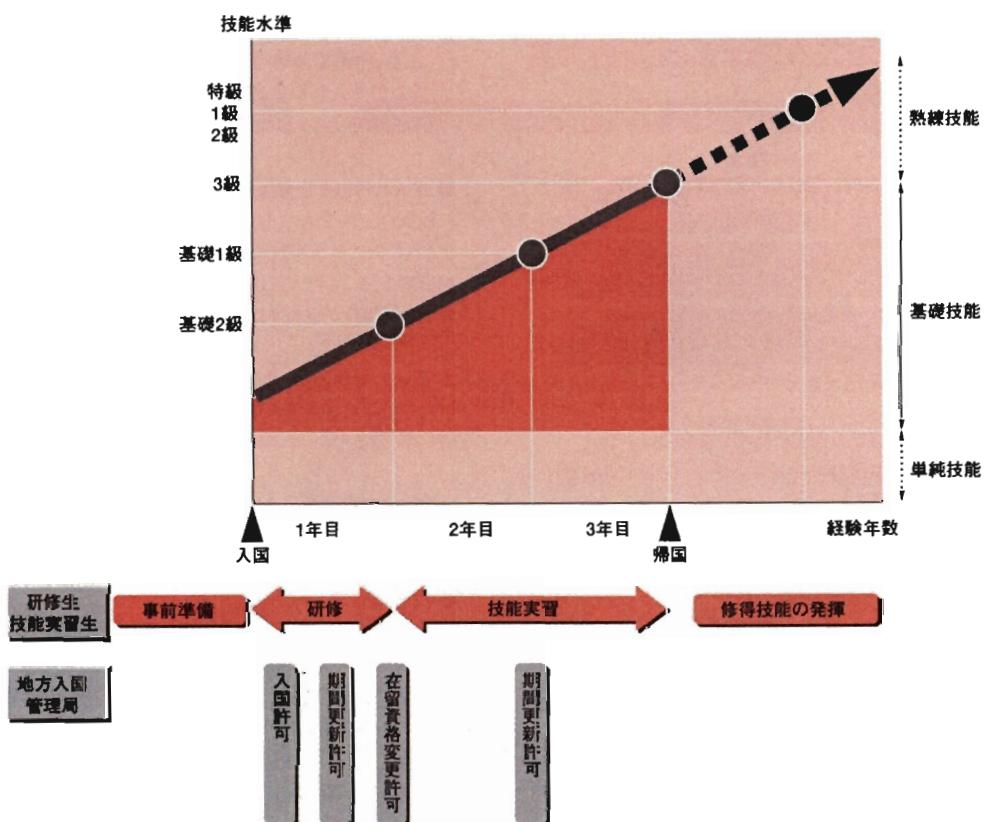


<(財)国際研修協力機構調べ>

外国人研修・技能実習の流れ



外国人研修・技能実習制度の枠組み図
(研修1年、技能実習2年の場合の標準的なパターンを示しています)



実務研修を伴う民間企業の研修生受入れのパターン

●企業が団体を通じて研修生受入れ事業を行う場合



研修生の受け入れ人数枠

受け入れができる研修生の人数枠は、受け入れ形態や受入れ機関の種類、常勤職員の規模によって違いがあります。上記図中右端の「人数枠」ABCは、右表の「区分」ABCと符合します。

区分	実務研修実施機関の常勤職員数	研修生の人数
A	—	常勤職員の5%以内
B	201人以上300人以下	15人
	101人以上200人以下	10人
	51人以上100人以下	6人
C	50人以下 農業を営む組合員	3人 2人以下

技能実習生等受入適正化 推進会議メッセージ

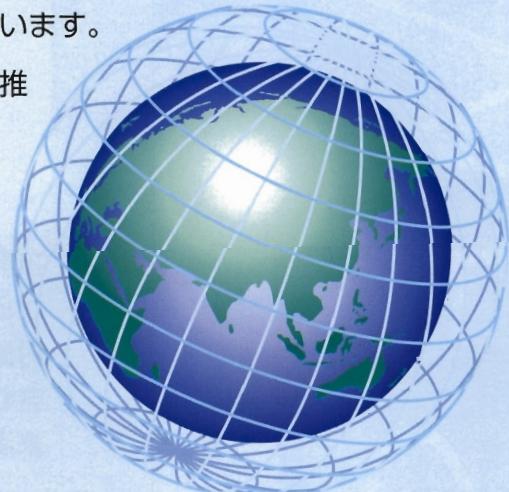
—技能実習生等の適正な受入れを—

外国人研修生・技能実習生の受入れは、わが国で培われた技術等を発展途上国に移転し、国際貢献に資するという目的で創設され、岐阜県内においても着実に広がっています。

岐阜県は外国人研修生が3千人余、技能実習生が7千名弱と全国で最も多くの実習生等のいる都道府県となっています（下記のグラフ参照）。その多くが縫製業、機械・金属製造業において研修・実習を行っており、岐阜県の国際貢献に大きく寄与していると言えます。

しかしながら、一方では違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受入れを行う受入機関が存在し、数多くの問題事例を県内に発生させています。

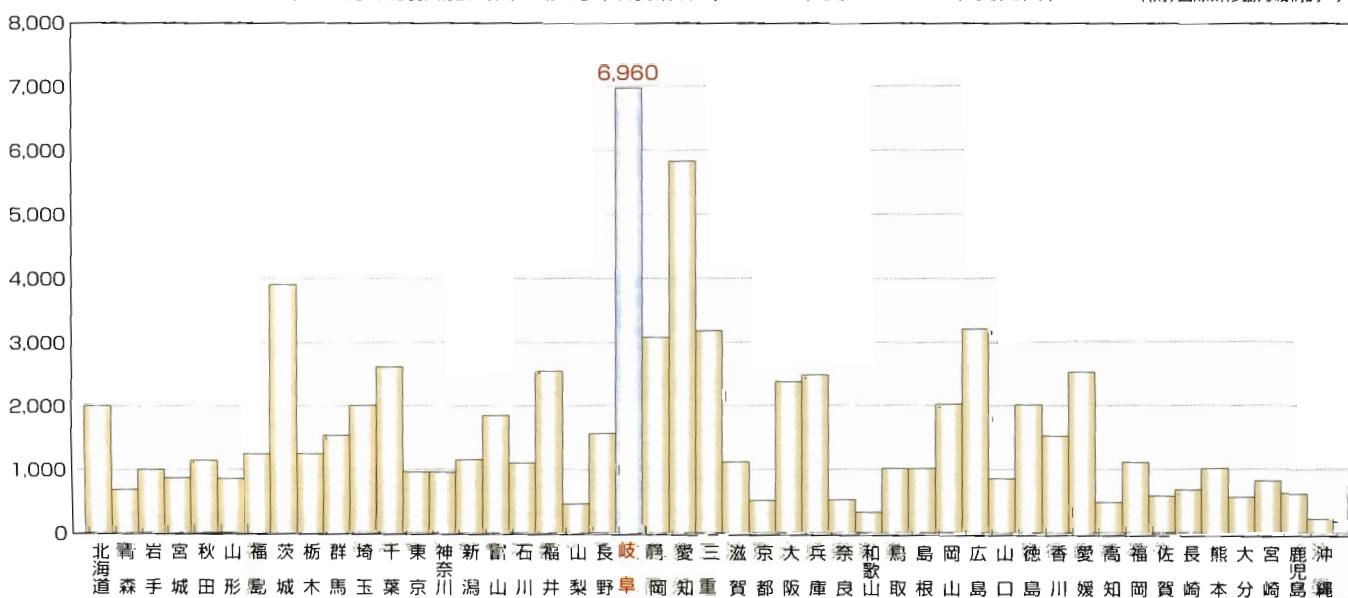
※このような状況を受け、岐阜県技能実習生等受入適正化推進会議が開かれ、受入機関及び県民に対してのメッセージが示されました。受入機関においてはこのメッセージをよくご理解いただき適正な受入れを、県民の皆様におかれては、状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただくようお願いします。



※この会議は、岐阜労働局、名古屋入国管理局、岐阜県、岐阜県警察、
(財)国際研修協力機構、連合岐阜、岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会で構成されています。

都道府県別技能実習生移行申請者数（2004年度～2005年度合計）

（（財）国際研修協力機構調べ）



受入機関に対する要請

(1) 外国人研修・技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。

(2) 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のこと。

特に、

- ①研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」
- ②研修・技能実習計画と異なる職種での受け入れ
- ③計画と異なる研修・技能実習の実施
- ④研修生の「残業」
- ⑤受入機関間での「名義貸し」

等の不正行為はしないこと。

(3) 技能実習生については労働基準法等労働関係法令が適用されることから、同法令の遵守をすること。特に、**労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の控除等の不当な賃金控除を含む。）、時間外・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未満の賃金の支払いに係る法違反**については根絶をすること。

(4) 技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。

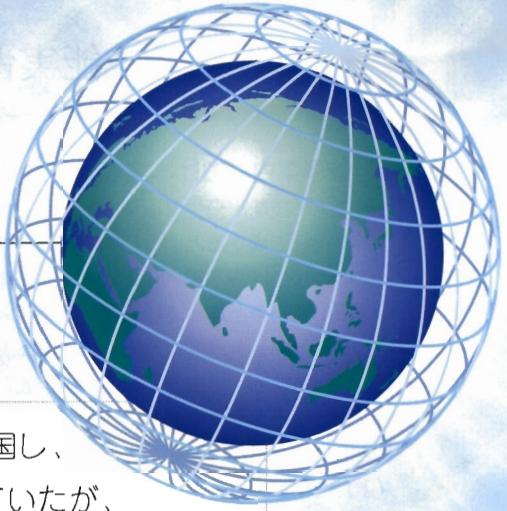
(5) 技能実習生等に関する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

警告

(3)～(5)に関連する労働基準法違反の事実を認めた場合、労働基準監督署は送検手続きをとることがあります

県民へのお願い

研修・技能実習制度は国際的な人材育成制度であり、その活用によっては国際貢献に寄与できるものであるが、不適正な受け入れにより問題が起きている事実もある。技能実習生等の適正な受け入れを推進するために、県民の皆様におかれましては状況・実態のご理解と不適正な受け入れを許さないという認識をお持ちいただきたいこと。



監督指導事例

【事例1】

同一の1次受入機関傘下の事業場13社に対して、総額約4,300万円の差額支払いを指導

岐阜県内のプラスチック製造業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として就労していたが、「①実習期間中の賃金条件は基本給12万円であるはずなのに月額6万円しか支払われない。②残業手当が最低賃金を下回る時間額600円でしか支払われない。」との申告を受けて、所轄労働基準監督署で臨検監督を行ったところ、ほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額（1人平均約80万円、5人分の合計約400万円）を支払うように指導した。事業場内で作成されていた賃金台帳は、法律に抵触しない内容の表帳簿と法違反となる実態を記載した裏帳簿の2種類が作成されていた。

その後、この事業場が所属する1次受入組合傘下の事業場において同内容の申告が相次いだため、他の傘下事業場の集中的な臨検監督を実施し、当該1次組合傘下の12事業場に対して是正勧告を行い、総額約3,900万円（対象実習生21人）を支払うように指導した。

【事例2】

実習生1年目時給300円、2年目時給330円で長時間の残業を行わせ、実習生3人分、約318万円の差額支払いを指導

岐阜県内の縫製業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として約2年間就労していたが、「実習1年目は時給300円、2年目は時給330円でしか残業手当が支払われない」との申告を受けて、所轄労働基準監督署で臨検監督を行ったところ、ほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額（1人平均約106万円、3人分の合計約318万円）を支払うように指導した。

この事業場では、実習期間2年間の間に、実習生3名に対し、1ヶ月で最高106.5時間から最低42時間の時間外労働を行わせており、極めて過重な労働実態であった。

技能実習生等の適正な受入れをお願いします

～技能実習生等受入適正化推進会議メッセージ～

1 岐阜県内における技能実習生等の状況・実態

研修生・技能実習生（以下、「実習生等」という。）の受入れは、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設され、経済社会に着実に広がっています。

その広がりは岐阜県内においても見られ、県内における外国人研修生は3千名余、技能実習生は7千名弱と全国で最も多くの実習生等のいる都道府県となっています。実習生等の圧倒的多数は中国人であり、その多くが岐阜県の主要産業である縫製業、機械・金属製造業において研修・実習を行っており、岐阜県の国際貢献に大きく寄与していると言えます。

しかしながら、外国人研修・技能実習制度の趣旨をよく理解しないまま安易に、または違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受入れを行う受入機関が存在し、数多くの問題事例を県内に発生させているのも事実です。

そのため、関係行政機関は次の取組を行ってきました。

- (1) 岐阜労働局では管下の労働基準監督署において、平成18年度に技能実習生等の受入機関である協同組合や企業に対して実施した監督指導件数146件のうち、130件（違反率89.0%）において労働時間、割増手当、賃金不払、最低賃金等の何らかの法違反が認められたことから是正勧告を行いました。
- (2) 名古屋入国管理局では、研修生・技能実習生の受入れに際し「不正行為」を行ったとして、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に従い、本年1月から9月末までの間に、管内の第1次受入機関（事業協同組合など）7機関、第2次受入機関51機関に対して、それぞれ「不正行為」認定を行いました（「不正行為」認定された第1次受入機関及び第2次受入機関は3年間、研修生・技能実習生の受入れを行うことができないこととなります。）。
- (3) 財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所では、技能実習が技能実習計画に基づき、労働関係法令を遵守した適正な運営を図るため、受入機関を訪問し助言・指導を行っています。岐阜県内においては、本年度10月末までに、212件の巡回指導を実施しました。

2 今後の関係機関の取組

このような状況を踏まえ、労使団体を含む関係機関は、技能実習生等の受入適正化を推進するためにこれまで以上に一層の緊密な連携を図り、技能実習生等受入機関に対する啓発に努めるとともに、特に行政機関等においては法令に基づく厳正な監督指導等の実施に取組みます。

また、行政機関等が調査等において関係書類の改ざん・隠滅、技能実習生等に対する口止め等の隠蔽を把握した場合は、責任追及のための必要な措置を講じます。

3 受入機関に対する要請

技能実習生等受入機関においては、次の事項を遵守していただき、受入れの適正化推進に取組んでいただくよう要請します。

- (1) 外国人研修・技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。
- (2) 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成11年2月法務省入国管理局公表）や「再研修及び交替制による研修に係る要件の明確化について」（平成18年3月法務省入国管理局公表）に十分留意の上、研修・技能実習の適正な実施を図ること。
- (3) 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。
特に、①研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」、②研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ、③計画と異なる研修・技能実習の実施、④研修生の「残業」、⑤受入機関間での「名義貸し」等の不正行為はしないこと。
- (4) 技能実習生については労働基準法等労働関係法令が適用されることから、同法令の遵守をすること。
特に、労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の控除等の不当な賃金控除を含む。）、時間外・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未満の賃金の支払いに係る法違反については根絶をすること。
- (5) 技能実習生に係る労働・社会保険等の未加入を解消すること。
- (6) 技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。
- (7) 技能実習生等に關係する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

4 県民へのお願い

岐阜県は、全国で最も多くの技能実習生等を抱える都道府県です。

研修・技能実習制度は国際的な人材育成制度であり、その活用によっては岐阜県が国際貢献に誇らしく寄与できるものです。しかしながら、不適正な受入れによって多くの問題事例も発生させているのも事実です。

技能実習生等の適正な受入れを推進するためには、県民の皆様におかれましては状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただけますようお願いします。

平成18年12月4日

岐阜県技能実習生等受入適正化推進会議

岐阜労働局　名古屋入国管理局　岐阜県　岐阜県警察
(財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所
連合岐阜　岐阜県経営者協会　岐阜県中小企業団体中央会